カネボウ株式会社による過年度決算の訂正発表について

平成17年4月13日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という）は、カネボウ株式会社（以下「カネボウ」という）及びそのグループ会社について、平成16年5月31日、株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を行い、以後同社に対して継続的な支援を行っています。

本日、カネボウより、同社の過年度決算の訂正が発表されましたが、これに関する機構の考え方は以下のとおりです。

1. 機構がカネボウに対する支援決定を行う前提となった事業再生計画は、支援決定前に機構が実施したデューディリジェンスの結果に基づき、今般の決算訂正にかかる内容を予め織り込んでいるため、今般の決算訂正は、現在のカネボウの企業価値評価を引き下げるものではなく、機構の支援の前提に影響を与えるものではありません。むしろ、今般の決算訂正は、機構のデューディリジェンスの結果を前提にカネボウが過去の決算の正確性を調査した結果であると言えます。

2. 機構は次の理由から、引き続きカネボウに対する支援を継続します。

(1) 上記のとおり、今般の決算訂正がカネボウの事業再生計画など機構の支援の前提に影響を与えるものではないこと

(2) 今般の決算訂正は、事業再生プロセスの一環として、過去の経営責任を明らかにすべく実施された調査に基づき、適切な企業情報を開示することを目的として、カネボウにおいて自発的に行われたものであること

(3) 今般の訂正事項は、過去にカネボウにおいて行われた不適切な経営にかかるものであり、現在のカネボウにおいては、過去に対する真摯な反省を踏まえ、適切な経営が行われる体制がとられていること

(4) 現在、カネボウにおいては、事業再生計画の実現に向けて着実な努力が行われていること

3. 機構は、上記2. の理由及び次の理由から、カネボウの株式については、取引所有価証券市場において引き続き上場いただくことが相当と考えており、こうした考えをすでに証券取引所に対してお伝えしているところです。

(1) 平成15年度連結・個別貸借対照表、平成16年度中間連結・個別決算財務諸表については、既に、基本的に適正な情報開示が行われていること

(2) カネボウの株式が上場廃止となった場合、5 万人を超える単元株主（単元未満株

主を含めると 11 万人を超える）に不測の損害を与える可能性があることや、多数に上る取引先において、いたずらに混乱が生じる可能性があること

(3) 産業再生機構手続や法的整理手続、ガイドラインに基づく私的整理手続に入った上場会社につき、早期事業再生を目指す企業の上場維持等を図るための諸規定により、一定の要件を満たせば、上場廃止までの猶予期間の延長等が得られたり、又は上場維持が図られることとなっている。にもかかわらず、事業再生プロセスの一環として、自発的な調査に基づき、過去に遡及して適切な会計基準を適用した結果、過去の財務諸表に誤りがあったことが判明したことをもって株券の上場が廃止されるとすれば、上記諸規定の趣旨が没却されかねないとともに、上場企業をとりまく事業再生市場が大幅に萎縮する可能性があること

以上

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437